

(仮称)墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(案)

旅館業法施行条例の一部を改正する条例(案)

に対するご意見等を募集しています

墨田区では、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との相互理解の促進を図ることで、安全で安心な地域づくりに寄与するため、条例(素案)を作成しました。また、併せて旅館業についても同様に生活環境の悪化を防止するため、旅館業法施行条例の一部を改正する条例(素案)を作成しました。

これらの条例(素案)に対する皆さまのご意見等をお寄せください。

募集期間 令和7年9月23日(祝日)～10月14日(火曜日) **必着**

意見等の提出方法

条例(案)に対するご意見等をそれぞれA4用紙1枚以内(書式自由)にまとめ、住所・氏名(団体名)・電話番号をご記入の上、提出先に持参、郵送、ファクス又は電子メールのいずれかの方法でご提出ください。また、電子申請により、提出することもできます。

意見等の取扱い・公表

お寄せいただいたご意見等は、条例案の作成に活用します。また、個人情報に配慮し、区の考え方とあわせて、後日、区ホームページで公表します。類似するご意見等は集約させていただきます。個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

提出先・問合せ先

〒130-8628

墨田区横川5-7-4 すみだ保健子育て総合センター2階

墨田区保健衛生部生活衛生課生活環境係

電話：03(5608)6939

FAX：03(5608)6507

メール：SEIKATUEISEI@city.sumida.lg.jp

ホームページでも資料の閲覧、意見の提出ができます。

https://www.city.sumida.lg.jp/iken_yobo/public_comment/public_bosyuu/minpakuiken.html

